

身体障害者の方に対する軽自動車税（種別割）の減免について

身体障害者（障害者と同一生計）の方は障害の程度により軽自動車税（種別割）の減免を受けることができます。減免を受けようとする方は納期限前7日までに減免申請書を税務会計課へ提出してください。

なお、減免は1人につき1台の自動車に限られていますので、普通自動車税の減免を受けている方は軽自動車税（種別割）の減免は受けられませんのでご注意ください。減免申請書を提出される方は添付書類が必要となりますので、税務会計課までご連絡ください。

※納税義務者の個人番号の記載および本人確認資料等の写しの添付が必要となります。

●問 合 せ 税務会計課 ☎82-1224

令和6年度所得証明書等の発行開始日について

令和6年度（令和5年分）村県民税の所得証明書等の発行は、6月3日（月）から開始します。

令和5年中の収入等が確認できない場合は、証明書を発行できないことがありますので、ご注意ください。

●問 合 せ 税務会計課 ☎82-1224



ヨガ教室のご案内

体のかたい方、集まれ～！初心者向けのヨガ教室です。

経験者も、もちろんOK。ヨガで全身リラックス&リフレッシュしましょう！

●日 時 5月8日、15日、22日、29日、6月5日、12日（水）午後7時～午後8時

●対 象 東秩父村在住・在勤者 定員 25名程度 費用は無料

●会 場 保健センター

●講 師 神田 昌美 先生

●服 装 運動の出来る服装、素足または5本指の靴下

●持 ち 物 汗拭きタオル・飲み物（ヨガマットをお持ちの方はご持参ください）

●問 合 せ 保健センター ☎82-1557

電気柵・防除柵等の設置に係る補助金のお知らせ

東秩父村では鳥獣被害防止のため、農業者が村内農地に電気柵などを設置する場合において、係る経費の一部に対して、以下のとおり補助金の交付をしています。

●申請の期限 令和7年3月31日（月）※3月31日までに事業の完了報告書を提出必須

●補助の対象 農作物被害防除施設設置事業に要する経費（年度内1回）※電気柵等の材料代

●補助金の額 上記材料代に係る経費の2分の1以内（限度額70,000円）

●その他

①防除柵設置後、材料購入後の事後申請は不可。事前に下記問合せへご連絡をお願いします。

②補助金の予算には限りがあり、申請額の合計が予算に達し次第終了となります。（申請先着順）

●問 合 せ 産業観光課 ☎82-1223